

デザイン優先権証明書類の電子的交換に関する告示

＜所管：デザイン審査政策課＞

制定 2018.7.20.特許庁告示 第 2018-15 号

改正 2018.12.1.特許庁告示 第 2018-27 号

改正 2019.12.16.特許庁告示 第 2019-21 号

改正 2020.04.01.特許庁告示 第 2020-8 号

第 1 条 国内デザイン登録出願にて「デザイン保護法施行規則」第 47 条第 2 項による“特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関間に、優先権証明書類を電子的媒体により交換することができる体制が構築された国家として特許庁長が告示する国家”は世界知識財産機構(「世界知識財産機構設立協約」第 1 条により設立された世界知識財産機構を言う。以下同じ)の電子的アクセスサービス(DAS, Digital Access Service)を通じて優先権証明書類を電子的に送達することで世界知識財産機構と合意した国家(特許庁長が優先権証明書類の提出期間内に電子的交換方法で該当の優先権証明書類を世界知識財産機構から提供を受けることができる状態であったことを確認できる場合に限る。)として次の各号のいずれかに該当する国家を指定する。

1. 中華人民共和国(The People's Republic of China)
2. アメリカ合衆国(The United States of America)
3. 日本(Japan)
4. ノルウェー(Kingdom of Norway), オーストラリア(Commonwealth of Australia), カナダ(Canada), チリ(Republic of Chile), ジョージア(Georgia), インド(Republic of India), スペイン(Kingdom of Spain)

第 2 条 ハーグ協定による国際デザイン登録出願において「デザイン保護法施行規則」第 47 条第 2 項の規定による“特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関間に優先権証明書類を電子的媒体により交換することができる体制が構築された国家として、特許庁長が告示する国家”は世界知識財産機構(「世界知識財産機構の設立条約」第 1 条により設立された世界知識財産機構をいう。以下同じ。)の電子的アクセスサービス(DAS、Digital Access Service)を通じて優先権証明書類を電子的に送達することに、世界知識財産機構と合意した国家(特許庁長が優先権証明書類の提出期間内に電子的交換方法で、該当の優先権証明書類を世界知識財産機構から提供を受けることができる状態であったことを確認することができる場合に限る。)として、次の各号のいずれか該当する国家を指定する。

1. アメリカ合衆国(The United States of America)、日本(Japan)

第 3 条(見直し期限) 特許庁長は「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」によりこの告示に対して 2019 年 1 月 1 日基準で毎 3 年になる時点(毎 3 年目の 12 月 31 日までをいう。)ごとに、その妥当性を検討し改善等の措置を講じなければならない。

付 則<第 2020-8 号、2020.4.1.>

第 1 条(施行日) この告示は、2020 年 4 月 1 日から施行する。